

地方六団体、地方公共団体から寄せられた地方消費者行政推進交付金等に関する要望(平成28年度)

団体名	内容	年月
全国知事会	○消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費については、地方消費者行政推進交付金の継続等引き続き国が必要な財源措置を講じるとともに、同交付金における使途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃等制度の改善を図ること。 ○また、地方消費者行政活性化基金から地方消費者行政推進交付金に移行した影響を最小限にとどめるため、活用期間の延長を含め、地方消費者行政活性化基金を柔軟に充当できるよう対応すること。	H28.7
全国市長会	○地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、消費者被害未然防止の取組等に対し、必要な財政措置を講じること。	H28.6
全国町村会	○深刻化する消費者被害に対応するため、町村が行う消費者の安全・安心の確保に向けた取り組みに対する財政措置を拡充する等、消費者行政の体制整備を一層推進すること。	H28.7
全国市議長会	○地方における消費者行政の充実・強化に向け、必要な財政支援措置の更なる拡充を図ること。	H28.11
北海道	○地方消費者行政推進に向けた取組に必要な財源の確保	H28.8
岩手県	地方消費者行政に係る財政支援の継続 ○引き続き地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、地方消費者行政推進交付金による相談員の人件費等に係る財政支援を継続するとともに、交付見込額を早期に示すよう要望します。	H28.6
秋田県	○地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、継続的、計画的に消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政推進交付金制度について、活用期間の制限等を設けることなく継続すること。	H28.7
山形県	○各都道府県において現在実施している消費者行政サービスを維持できるようにするため、相談体制の維持や消費者教育の推進などに必要となる「地方消費者行政推進交付金」の予算を毎年度確実に確保すること。	H28.6
福島県	○安全で安心な消費生活の確保 ・消費者行政推進交付金(一般会計)の予算確保及び活用期間の延長 安全・安心な消費生活を営めるよう、消費者教育の推進及び震災により遅れている当県の相談体制の強化のために必要な予算を確保するとともに、交付金の活用期間を延長すること。 ・消費者行政推進交付金(特別会計)の予算確保等 食と放射能への不安に対処するため行っている、自家消費野菜等の放射能検査体制の維持、風評の払拭、地域住民への説明会の実施に必要な予算を確保すること。また、県外向けリスクコミュニケーションについて国が責任を持って主体的に取り組むなど、これまで以上に全国的な取組を強化し、消費者の理解を促進すること。 ・消費者行政活性化事業実施期限の延長 震災の影響により、地方消費者行政強化作戦の目標を達成することが困難であることから、平成30年度以降も消費者行政活性化基金を活用できるよう、実施期限を延長すること。	H28.6
群馬県	○特殊詐欺対策について、関係省庁間で緊密な連携を取った上で、次の事項について特段の措置を講じられたい。 ・被害者の大部分を占める高齢者に向けた、特殊詐欺への抵抗力をかん養・強化する啓発を、あらゆる広報媒体を活用して強化・拡充すること。 ・今後も国と地方自治体が一体となって各々の役割を継続的に担っていくため、恒久的な財政支援を行うこと。	H28.5
埼玉県	○地方消費者行政活性化基金の使途拡大・活用期限の延長 計画的に消費者行政を推進するため、地方消費者行政活性化基金の活用使途の拡大及び活用期間を延長すること。	H28.11
千葉県	○地方消費者行政充実のための国の支援 地方消費者行政の充実が引き続き図られるよう、地方に対する長期的な支援の方向性を示した上で、必要な財源を継続的に十分確保するとともに、交付金については、地方の実情に応じた柔軟な活用を可能とすること。	H28.5

東京都	<p>○地方消費者行政の財源確保 地方消費者行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。 国による財政支援がない場合には、相談体制の維持が困難になるだけでなく、高齢者の見守り等の取組を強化していくことができない地方自治体が存在するため、地方消費者行政推進のために必要な財源を継続的・安定的に確保すること。</p>	H28.8
神奈川県	<p>○地方消費者行政の充実強化に向け、次の措置を講じること。 ・「地方消費者行政推進交付金(以下「交付金」という。)」を活用し、地方消費者行政の充実強化に向け取り組んでいるところであるが、これまでの取組をより確実に消費者に根付かせるために、交付金を安定的に継続し、消費者行政の充実強化に必要な予算額を確保するとともに、引き続き活用できるよう、年限を延長すること。 ・「地方消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)」について、活用範囲が明確化されたが、引き続き地方消費者行政を着実に進展させていくために、基金の活用範囲を拡大すること。 ・交付金及び基金の措置状況について、都道府県へ早期に情報提供を行うこと</p>	H28.8
新潟県	<p>○地方消費者行政に係る国の支援制度の充実強化について 地方消費者行政を更に推進するため、平成29年度以降においても引き続き財政措置を含めた支援制度の充実強化を図ること。</p>	H28.5
岐阜県	<p>○地方消費者行政の充実・強化のための支援について 地方消費者行政推進交付金の継続並びに地方消費者行政推進事業実施要領に定める事業開始期限(平成29年度末)及び個別事業ごとに設けられた活用期間の延長を行うこと。</p>	H28.11
愛知県	<p>○地方消費者行政に対する支援について 高齢化や情報通信技術の発達による消費者被害の増加など、社会環境の変化に伴う新たな消費者問題に対応するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育・啓発を推進するため、地方消費者行政に対する支援の充実を図ること。 とりわけ、国が策定した「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標の達成に向け、市町村における消費生活センターの設置が円滑に進むよう、十分な財政措置を講じること。</p>	H28.7 H28.10
奈良県	<p>【H28.7】 ○消費者行政の充実に向けた継続的な財政支援 地方消費者行政の充実・強化のため、特に下記の事項について、消費者行政推進交付金に係る支援を強化するとともに、恒久的な財政措置を講じられたい。 1 市町村の相談窓口の体制の維持・充実に対する支援 2 県による市町村支援体制の強化に対する支援 3 消費者教育に関する支援 (特に、消費者教育推進計画の円滑な実施のための支援。)</p> <p>【H28.11】 ○消費者行政の充実に向けた継続的な財政支援 地方消費者行政の充実・強化のため、特に下記の事項について、消費者行政推進交付金に係る支援を強化するとともに、恒久的な財政措置を講じられたい。 1 市町村の相談窓口の体制の維持・充実に対する支援 2 県による市町村支援体制の強化に対する支援 3 消費者教育に関する支援 (特に、消費者教育推進計画の円滑な実施のための支援。)</p>	H28.7 H28.11
京都府	<p>【H28.6】 ○消費者の安全・安心を確保するための取組について 相談体制の充実に係る人員確保を含めた地域の消費者行政を強力かつ安定的に推進できるよう、地方消費者行政推進交付金の継続等引き続き国の責任において必要な措置を講じるとともに、同交付金における活用期間の延長等制度の改善を図っていただきたい。</p> <p>【H28.11】 ○消費者の安心・安全の確保について 今後とも地域の消費者行政を安定的に推進するため、地方公共団体の実情を踏まえ、地方消費者行政推進交付金の継続等、国において必要な財源措置を講じられるとともに、同交付金の活用期間延長など制度の改善を図っていただくよう要望します。</p>	H28.6 H28.11

<p>兵庫県</p>	<p>【H28.8】 ○安全安心な消費生活の推進 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保 ・「消費者行政活性化基金」は平成29年度末で終了し、また、「地方消費者行政推進交付金」は平成29年度までに実施した事業のみが対象とされていることから、平成30年度以降も地方消費者行政が安定的に推進できるよう、消費生活相談員の確保に必要な人件費も含めて、恒久的な財源措置を確保すること ・平成28年4月に施行された改正消費者安全法により規定された消費生活センターの充実に活用できるよう、「消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」の用途を弾力化すること ・「地方消費者行政推進交付金」の自主財源比率制限(1/2)を廃止すること。</p> <p>【H28.11】 ○安全安心な消費生活の推進 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保 ・「消費者行政活性化基金」は平成29年度末で終了し、また、「地方消費者行政推進交付金」は平成29年度までに実施した事業のみが対象とされていることから、平成30年度以降も地方消費者行政が安定的に推進できるよう、消費生活相談員の確保に必要な人件費も含めて、恒久的な財源措置を確保すること ・平成28年4月に施行された改正消費者安全法により規定された消費生活センターの充実に活用できるよう、「消費者行政活性化基金」及び「地方消費者行政推進交付金」の用途を弾力化すること ・「地方消費者行政推進交付金」の自主財源比率制限(1/2)を廃止すること。</p>	<p>H28.8 H28.11</p>
<p>愛媛県</p>	<p>○地方消費者行政の充実・強化について 地方の自主性・独自性を踏まえつつ、地方における着実な消費者行政推進のための計画的で安定的な制度設計・運営を行うこと。 消費者行政については、交付金等地方に対する財政支援について配慮いただいているが、支援スキームは、活用期間や新規事業の開始時期に制限があることから、今後の長期的な視点での計画的かつ安定的な施策展開が懸念されること。については、地方における着実な消費者行政推進のため、必要な財源措置や、地方の実情に即した計画的で安定的な制度設計・運営を行うこと。</p>	<p>H28.5</p>
<p>福岡県</p>	<p>【H28.8】 ○特殊詐欺撲滅に向けた対策の推進 消費者被害や詐欺被害の未然防止に取り組む地域の消費生活センターの充実強化のための財源が安定的に確保されるよう、財政措置を講じること。</p> <p>【H28.11】 ○地方消費者行政推進交付金の財政措置 「地方消費者行政推進交付金」について、地方自治体が消費者行政の充実・強化に必要な事業を継続して実施するための財源が安定的に確保されるよう、財政措置を講じること。</p>	<p>H28.8 H28.11</p>
<p>宮崎県</p>	<p>○地方における消費者行政の充実・強化に係る財政措置 地方消費者行政推進交付金の活用期間については、国の平成26年度当初予算編成において大幅に延長されたところであるが、市町村の相談窓口については、市町村推進プログラムに基づき維持・強化を図るよう最大限の努力を行うこととしているが、財政基盤が脆弱な市町村においては、財源確保の見通しが不可欠であることから、交付金の維持継続を図るとともに活用期間の延長または撤廃すること。</p>	<p>H28.4</p>
<p>鹿児島県</p>	<p>【H28.5】 ○地方消費者行政の充実支援 消費生活相談の内容が複雑化、悪質・巧妙化していることなどから、消費生活相談体制の更なる充実・強化及び消費者教育・啓発等を推進するために要する経費について、引き続き国が必要な財政措置を講じること。</p> <p>【H28.11】 ○地方消費者行政の充実支援 消費生活相談の内容が複雑化、悪質・巧妙化していることなどから、消費生活相談体制の更なる充実・強化及び消費者教育・啓発等を推進するために要する経費について、引き続き国が必要な財源措置を講じること。</p>	<p>H28.5 H28.11</p>